

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月10日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	平成20年11月7日、定期検査で停止中の3号機において、制御棒の動作試験を行っていたところ、午後10時56分頃、操作していた制御棒とは別の制御棒が規定の全挿入位置をこえて挿入(過挿入)されたことがわかった。 原因について詳細に調査する。 現在、全制御棒は全挿入状態にあり原子炉の安全上の問題はない。 本事象による外部への放射能の影響はない。	As	11月8日公表済

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービス建屋換気空調系冷凍機点検において、蒸発器ドレン弁グランド部に滲みが認められたため、当該弁のグランドを補修。	D	
2	1号機	主復水器細管連続洗浄装置の貝分離装置(A2)貝排出ライン流量調整弁の銘板紛失が認められたため、当該銘板を作成、取付。	D	
3	2号機	空気抽出器室工業用カメラの照明灯(2灯)に不良(中操から操作できない)が認められたため、当該照明灯回路を点検。	D	
4	2号機	湿水分離器(B)工業用カメラ冷却ファン(2台)に制御不良(オンオフ運転しない)が認められたため、当該ファン制御回路を点検。	D	
5	2号機	湿水分離器(A)工業用カメラの画像に映像不良(焼付け事象)が認められたため、当該カメラを点検。	D	
6	2号機	コントロール建屋中央操作室換気空調系調和機ファン(B)点検時、ファン軸嵌め合い部に摩耗が認められたため、対応検討。	D	
7	2号機	原子炉隔離時冷却系テスト可能逆止弁のフレキシブル電線管において、破損(3本)が認められたため、フレキシブル電線管を交換。	D	
8	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)伝熱管の渦流探傷検査において、残存肉厚の判定基準値外の伝熱管8本が認められたため、当該伝熱管を交換。	D	
9	3号機	主タービン第2, 3軸受リフトポンプにおいて、計器収納ボックス内の計器止め弁部より、油の滲み(2ヶ所)が認められたため、当該計器止め弁を点検・補修。	D	
10	3号機	残留熱除去系熱交換器(A)冷却水入口温度記録計において、指示不良(オーバースケール)が認められたため、当該記録計を点検。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	3号機	復水回収ポンプ用操作スイッチにおいて、動作不良(自動位置に戻りにくい)が認められたため、当該スイッチを点検。	D	
12	3号機	6.9kV電源盤3C(7B)において、扉ハンドルの不良(キーロック出来ない)が認められたため、当該扉を補修。	D	
13	4号機	中性子計装系平均出力領域モニタ(C)記録計に指示値不良(ハンチング)が認められたため、当該記録計を点検。(関連パラメータに異常なし)	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353